

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆「保育所児童保育要録」、「認定こども園こども要録」が示される（厚生労働省、内閣府）…………… 1
- ◆「社会福祉法人指導監査実施要綱」が一部改正される（厚生労働省）…………… 2
- ◆2018 年度社協・社会福祉施設職員会計実務講座のご案内（全国社会福祉協議会中央福祉学院）…………… 3

◆「保育所児童保育要録」、「認定こども園こども要録」が示される（厚生労働省、内閣府）

平成30年3月30日、厚生労働省は、保育課長通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」を、各都道府県・指定都市・中核市民生主幹部（局）長宛に発出しました（別添A～Eをご参照ください）。

本通知は、平成30年4月適用の保育所保育指針に関連して、保育所保育指針および同解説の保育現場等への周知、保育所保育指針にもとづく指導監査の留意事項が示されています。

また、同通知では「小学校との連携」として、保育所児童保育要録の取り扱いおよび保育所と小学校との間の連携の促進に関する留意事項をあげています。関連資料として、保育所児童保育要録の見直しの方向性について整理した、「保育所児童保育要録の見直し検討会」報告書（別添D）ならびに「様式の参考例」（別添C）も示されています。

なお、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」は、内閣府のホームページに掲載されています。下記よりダウンロードしていただけます。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>認定こども園>告示文・解説・要録
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html>

◆「社会福祉法人指導監査実施要綱」が一部改正される（厚生労働省）

平成 30 年 4 月 16 日、通知「『社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について』の一部改正について」（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出されました。

主な改正内容は、以下の通りです。

- 役員等報酬が無報酬である場合の役員報酬基準の指導方針を明示
- 「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の改正（本ニュースNo.39〔平成 30 年 2 月 8 日号〕にて詳報）に伴う見直し
- 会計管理部分に関する指摘事項の整理・追加
- 法人が行う契約等に係る監査事項を追加 等

同通知にあわせて「社会福祉法人の指導監査に関する Q&A (vol. 3)」も提示されました。

そのなかで、役員及び評議員の報酬を定款で無報酬と定めた場合は、支給基準を別途策定する必要はないことや、チェックポイント「会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか」について、小規模法人で複数の担当者が設置することが困難な場合は、担当者以外の者が重ねて確認する等の方法により、適正な会計処理に努めるものとの考え方などが示されました。

同通知のパブリックコメントでは、計算関係書類等の誤りが指導監査で発見された場合、当該書類等を修正するのか、指摘時以降の決算期に修正するのかは、個々の状況によって判断する必要があり、別途判断の目安を提示することを検討していることや、「会計の原則」の「一般的に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行」については、別途、会計に関する基礎的な内容や判断のプロセス等を示すことを検討していることなどが回答されています。

詳細は、別添 F～H、厚生労働省のホームページをご参照ください。

厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>社会福祉法人制度>社会福祉法人制度改革について

6. 社会福祉法人指導監査「平成 30 年 4 月 16 日発出通知・事務連絡」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

電子政府の総合窓口 e-Gov トップページ>パブリックコメント（結果公示案件）>結果公示案件詳細

【案件番号：495170369】「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について
に関する意見の募集の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170369&Mode=2>

◆2018 年度社協・社会福祉施設職員会計実務講座のご案内（全国社会福祉協議会 中央福祉学院）

全国社会福祉協議会 中央福祉学院では、社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の会計実務に関わる役職員の方がたを対象に、社会福祉法人の会計処理の基本（日常処理から決算書の作成まで）などを学ぶことができる標記講座を開講いたします。

本講座は、入門研修会・初級・中級・上級の各コースを設定しています。入門研修会および初級コースは、次のような方を対象としてプログラムを構成しています。

- 経理を担当することになったが、複式簿記の知識が十分ではない。
- 日常の経理は会計ソフトに頼っているため、実は仕訳をよく理解できていない。
- 伝票処理の積み重ねによって決算書が作成されるイメージが持てない(会計帳簿の体系がつかめていない)。

入門研修会では、3日間の研修で仕訳の基本を学びます。会計処理の基本的な考え方から丁寧に講義し、演習を交えて実践的に学ぶことができますので、簿記の知識がない方でも安心してご受講いただけます。また、初級コースでは、日常処理の基本から決算書の作成までを学びます。

なお、会計実務経験が豊富な方には、中級コースあるいは上級コースをご検討ください。詳細は別添資料をご参照ください。

皆さまのご受講をお待ちしております。

「受講案内・申込書」は中央福祉学院ホームページに掲載しております。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>